## 議事録

2022年4月4日 JR東海労働組合新幹線関西地方本部

1. 会議名:株式会社エムティーとの団体交渉

2. 日 時:2022年3月23日(水)12時00分~13時37分

3. 場 所:株式会社エムティー研修室

4. 参加者:(JR東海労働組合新幹線関西地方本部)

· 小林國博 特別執行委員

• 西三喜夫 組織部長

・浦谷幸二 書記長

• 上田謙二 関西地区分会副分会長

· 京力正明 団交委員

(株式会社エムティー)

- · 八尋大輔 取締役副社長
- · 松室伸生 常務執行役員
- ・阪東路晴 セキュリティ事業部部長
- 5. 議題「組合からの申し入れ」(別紙1)(別紙2)
- 6. 議事
- ①冒頭、株式会社エムティー(以下、「エムティー」という)側から申し入れに関する回答メモ(別紙3)が配布された。
- ②松室常務より、メモに沿って回答があった。
- ③ J R 東海労新幹線関西地方本部(以下、「組合」という)を代表して小林特別執行委員(以下、「小林特執」という)が挨拶を行った。内容は、延期になり引き延ばされていた団交がやっと開催された。組合員の西は本人の同意を無視した形で J R 東海株式会社(以下、「会社」という)から出向でエムティーに来ている。一日も早く J R の元職場に戻すよう会社に申し上げている。松室常務の説明では認識の違い、誤解とあったが受け取る側はそうは思えない。今後、誠意をもった対応をして頂くことをお願いする。会社の対応を見ていると、今後もエムティーで働いていかなければならないような状況である。西さんの職場である以上、今後も労働条件の改善に向けて団体交渉を申し入れていく。
- ④当日の音声録音と、双方による議事録作成について確認。
- ⑤確認内容
- ○組合より、西村専務による団交申し入れ後の不誠実な対応についてエムティーとして認め、今後そういう対応をしないようにすることと発言を行った。
- ○エムティーは、今後は誠心誠意、真摯な対応をする。組合との交渉についてはエムティーの力の範囲で真摯に対応する。
- ○西村専務は、3月15日まで東京に行くと言っていたが、途中で帰ってきた。帰って きたら直ぐに組合に連絡するべきであった。

- ○八尋副社長が「東海会社に西さん帰ってもらいますという話をします」と西さんに言った。そのことを西さんが西村専務に確認して、西村専務は「東海会社にそういう話はしてます。まだ、話はついてません。」と西さんに言ったことは事実。
- ○エムティーは、人員不足を補うためにJRの出向者採用募集に手を挙げた。会社主導で説明を受け、運転士、車掌が余ってると説明があり、打ち合わせた回数は40回を超えた。
- ○会社はエムティーに対して、西さんが一回出向に行ったがうまいこといかず、もめた と説明していた。
- ○エムティーは、組合からの申し入れを労働争議であると受け止めていた。
- ○西さんはエムティーにいる間は仕事は真面目にする。それと出向に同意してるという こととは違う。本人は出向には同意してなくて会社が無理やり行かせてる。本人は納 得して行っていない。
- ○組合は、西さんがエムティーにいる間は組合員のために労働組合として就労条件等に ついて申し入れをして整理をしていく。
- ○西さん自身から、出向には同意しておらず、早く現職に戻りたいと意志表示があった。
- ○エムティーは、西さんを拘束しない。強制出向に加担しない。 J R に帰ってもらいた いと意思表示があった。
- ○今年1月の時点で、エムティーから会社に対して、同意せずに出向に来てることは出 向協定書に反しており取り消しであると会社に言っていた。
- ○エムティーは、出向に同意せずに来てる方については、我々としても不本意であり、 JRに戻って頂きたいと会社に伝える。会社に伝えた時点で組合に連絡する。

以上

※追記、2022年3月25日(金)11:54、松室常務から浦谷書記長に対して、本日午前中、会社から冨岡課長代理、足立課長代理にエムティー本社に来てもらい「エムティーとして正式に、西さん本人の出向取消しをされたい。JR東海に戻って欲しい」と伝えたと連絡があった。

2022年1月24日

株式会社エムティー 代表取締役社長 八尋 勇 殿

> JR東海労働組合新幹線関西地方 執行委員長 笹田



## 団体交渉開催の申入れ

私たちは、2022年1月17日から貴社に出向させられた西三喜夫さんが組合員として所属する労働組合です。2021年12月21日の面談時及び1月21日に、西組合員が西村専務取締役から受けた説明について確認すべき問題が発生していることから、以下の通り申し入れしますので、遅くとも2月15日までに団体交渉の場を設定し、誠意ある回答をして頂くよう要求します。

記

1.2021年12月21日、出向に関する面談において、貴社の経営陣が西組 合員に対し「団体交渉開催拒否」とも受け取れる発言をしたとの報告を受けま した。御存知の通り団体交渉は憲法第28条で保障された労働者の権利であ り、その否定は不当労働行為に当たります。

したがいまして、そのようなことがないように速やかに団体交渉に応じて頂くことを要求します。

2.2022年1月21日、貴社の西村専務取締役は、西組合員が就業規則の閲覧を求めると、そのことには応じず、西組合員の就労条件は、貴社の就業規則ではなく、JR東海会社の就業規則に準じると説明されたと報告を受けました

したがいまして、その真意の確認と共に、具体的な労働条件を協議し確定することを要求します。

以 上

連絡先: 〒533-0031 大阪市東淀川区西淡路 1-2-56

JR 東海労働組合新幹線関西地本 TEL06-6308-4117 FAX06-6308-4117

担当者:執行副委員長 三田憲一

2022年2月21日

株式会社エムティー 代表取締役社長 八尋 勇 殿

> JR東海労働組合新幹線関西地方 執行委員長 笹田



## 再度の団体交渉開催の申し入れ

私たちJR東海労働組合新幹線関西地方本部(以下、「地本」といいます。)は、1月24日に貴社に対して『団体交渉開催の申し入れ』を配達証明にて郵送させて頂きました。『申し入れ』には、「遅くとも2月15日までに団体交渉の場の設定」を要求させて頂きました。

その後、10日以上も貴社から連絡がありませんでしたので、2月4日に浦谷地本書記長が貴社に電話をかけました。その時に西村専務が対応されましたが、西村専務は「団体交渉開催の日程がちょっと延びる可能性があるので、来週連絡する」と約束されました。

しかし、2月9日になっても西村専務からの連絡がなかったため、浦谷地本書記長は再度、西村専務に電話をかけました。するとその時に西村専務は「2月15日までの団体交渉の開催は難しい」「来週から、去年から決まっていた仕事で、3月15日まで東京に行くから、団体交渉は3月15日以降になる」と、突然に団体交渉の開催が3月15日以降に大幅に延びることを言われました。

また、西村専務は浦谷地本書記長との二度にわたる電話でのやりとりのなかで、八尋勇社長の発言について「そういう発言はしていない」とか八尋大輔副社長の発言については「私は聞いていないからわからない」と言われました。しかし、それは事実に反する発言です。なぜなら、西村専務は、昨年12月21日の面談において、八尋勇社長が「うちは団体交渉なんかはしない」と発言された場所に同席していらっしゃいましたし、1月25日の八尋大輔副社長が西組合員に対して「JR東海に帰ってもらう」と発言されたことについて、翌1月26日の西組合員からの架電による質問時に「JR東海には投げかけて、返事待ちです」と回答しているからです。西村専務の対応は明らかにお二人の発言を隠蔽するものです。

したがいまして、下記の通り抗議と『再度の団体交渉開催の申し入れ』を行いますので、早急に団体交渉を開催して頂きますよう要求します。

なお、この申し入れに対する回答は書面にて、2月25日迄に組合事務所まで 郵送して頂きますようお願いします。

- 1. 1月24日に、貴社に対して『団体交渉開催の申し入れ』を行なっていますが、いまだに団体交渉開催の日時が確定していません。団体交渉の議題は西組合員の就労条件に関する事柄であり、早急に解決しなければならない内容です。西組合員はすでに1月25日から業務に就いています。したがいまして、早急に団体交渉の開催を要求します。
- 2. 貴社から『団体交渉開催の申し入れ』に対する連絡がないため、浦谷地本 書記長が2月4日と2月9日の二度にわたって貴社に連絡をしました。す ると、2月9日に西村専務は浦谷地本書記長に対して突然、「去年から決ま っていた仕事で2月12日から3月15日まで東京に行くから、団体交渉 開催は3月15日以降になる」と言われました。このような貴社の対応は、 『団体交渉開催の申し入れに』対する不誠実そのものであり、厳重に抗議し ます。
- 3. 2月9日に浦谷地本書記長が西村専務に対して、2021年12月21日 の西組合員と貴社との面談時に、八尋勇社長が、「うちは団体交渉なんかは しない」と発言されたことの趣旨を確認しました。しかし、西村専務は、「そ ういう発言をしていない」と言われました。

また、2022年1月25日に八尋大輔副社長が西組合員に対して、「JRに帰ってもらう。JR東海にもそのように言う」と発言されたことの趣旨を確認しました。しかし、西村専務は、「私は聞いていないからわからない」と言われました。

西村専務は、八尋勇社長と八尋大輔副社長のお二人の発言について把握されているにもかかわらず、発言を隠蔽する発言をしました。このことにも厳 重に抗議します。

4. 1月25日に八尋大輔副社長がJR東海に対して、西組合員の出向解除を申し出てからすでに約1ヶ月が経過します。その後のJR東海に対する経過について明らかにされることを要求します。

以上

団体交渉を開催させて頂く前に、株式会社エムティーとして、以下の点について、報告と説明を致します。

- 1. 本年1月24日に「団体交渉開催の申入れ」を受けた後、2月21日、3月4日と2回に渡り、団体交渉開催の催促を受けながら、本日3月23日の開催まで、2ヶ月もの時間を要したことに対して、加えて、その期間において、浦谷書記長様をはじめ、当社との連絡に際して、お約束の日時が遅延したり誤解と不信感を与えるような言動があったことについては、お詫び申し上げます。
- 2, 当社は、社是として「責任、誠実、信頼」を掲げており、JR東海労働組合 新幹線関西地方本部様とは、真摯に対応する思いであることについて、ご理 解頂きたく思います。尚、団体交渉とう不慣れなことも事実であり、不都合 な発言などあれば、ご指摘・ご指導賜われば幸いです。
- 3. 申入れ書に記載のありました、12月21日の当社社長の八尋の発言「うちは団体交渉なんかはしない」についてですが、当社3名(社長、副社長、専務)東海旅客鉄道株式会社(JR東海)2名、西さんとの初めての顔合わせの場での事案でした。冒頭、西さんから「今回の出向に関して同意しておらず、JR東海内で労使交渉中であること」の発言がありました。このことについて、出向者の人事に関しては、JR東海内での労使事案であることから、当社は関係なく、この件について株式会社エムティーは労使交渉するつもりはない意味での発言でした。その後の「そういう発言はしていない」は、これを踏まえてのことであり、言葉足らずであったと、反省しております。
- 4. 同様に、申し入書に記載のありました、1月25日の当社副社長の八尋の発言「JR東海に帰ってもらう」についてですが、当社八尋と西さんとの電話での会話における事案でした。西さんについては、1月17日から4日間の研修を経て、当日が初めての現場での勤務であったことから、団交の申入れを驚きと心配で受け止めており、JR東海に対しては、出向者は西さんに拘らないこと、併せて今回の事案の報告を行う旨の発言であり、西さんに対しては、親切心から、JR東海への報告と可能性としての復職もあることを伝えた発言でした。その後の「JR東海には投げかけて、返事まちです」は、当社とっては、寝耳に水の出来事であり、どういう状況なのかを問い合わせしていたことによるものですが、これも言葉足らずであったと、反省しております。
- 5. 同様に、記載のありました、就業規則における記載事項について、併せて具体的な労働条件の確認については、本日開催の団体交渉において、誠実に回答させて頂くことを、報告させて頂きます。